

公益財団法人愛媛県消防協会の事業運営安定化積立金設置要綱

(設置)

第1条 公益財団法人愛媛県消防協会（以下「協会」という。）は、協会の安定的かつ継続的な事業活動を維持し、財政の健全化を確保することを目的として、公益財団法人愛媛県消防協会の事業運営安定化積立金（以下「積立金」という。）を設置する。

(設置時期)

第2条 積立金は、平成25年6月1日から設置する。

(積立額)

第3条 積立金として積み立てる額は、毎年度の決算によって生じると見込まれる剰余金の2分の1以内で会長の定める額とする。

2 積み立てた金額は、次の評議員会において報告し、その承認を受けなければならない。

(積立金限度額)

第4条 積立金の限度額は、1,500万円とする。

(積立金の支出)

第5条 積立金は、次の各号に掲げるもの以外に支出してはならない。

- (1) 不測の事態により生じた収入の欠損を補てんする場合
- (2) 会長が必要と認めた会館の補修、修繕等を行う場合
- (3) 公益財団法人愛媛県消防協会定款第4条に規定する事業に要する経費であつて、財源の年度間調整を行うため会長が必要と認めた場合

(事務処理)

第6条 積立金に関する事務処理は、別に定める公益財団法人愛媛県消防協会の事業運営安定化積立金事務処理要領によって行うものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年6月1日から施行する。
- 2 この積立金の移行措置として、この要綱の施行前に財団法人愛媛県消防協会事業運営安定化積立金設置要綱により積み立てられた積立金については、この要綱に基づき管理、運用等を行うものとする。
- 3 財団法人愛媛県消防協会事業運営安定化積立金設置要綱は、廃止する。

公益財団法人愛媛県消防協会の事業運営安定化積立金事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公益財団法人愛媛県消防協会の事業運営安定化積立金設置要綱（以下「要綱」という。）第6条の規定に基づき、要綱第1条に規定する積立金の事務処理について必要な事項を定めるものとする。

(管理の基準)

第2条 積立金の管理は、公益財団法人愛媛県消防協会定款、要綱等に基づき適正に行わなければならない。

(預金による管理)

第3条 積立金を預け入れる金融機関は、愛媛県内に本店又は支店を有する信用のある銀行のうちから会長が決めるものとする。

(運用益金の処理)

第4条 利子等積立金から生ずる収入金は、直ちに積立金へ収納しなければならない。

(帳簿)

第5条 積立金の事務を処理するため、次に掲げる帳簿を備え、所定の事項を記載しなければならない。

- (1) 公益財団法人愛媛県消防協会の事業運営安定化積立金原簿
- (2) 公益財団法人愛媛県消防協会の事業運営安定化積立金預金管理簿

附 則

- 1 この要領は、平成25年6月1日から施行する。
- 2 財団法人愛媛県消防協会事業運営安定化積立金事務処理要領は、廃止する。